

## 特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係）に関する公表

### 特定随意契約の見通し及び契約状況について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約について、山鹿植木広域行政事務組合財務規則第7条の規定によりその例によることとされる、山鹿市契約規則第23条の規定に基づき、発注見通し及び契約状況を公表します。

### 令和2年度 随意契約発注見通し一覧（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係）

番号	主管課	件名	契約内容	履行場所	契約期間	契約相手の選定基準
1	総務課	最終処分場内除草作業業務委託	最終処分場内の除草作業	最終処分場内	R2.4.20 ~ R3.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体
2	総務課	クリーンセンター除草作業業務委託	クリーンセンター場内の除草作業	クリーンセンター内	R2.5.20 ~ R3.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体

### 令和元年度 契約状況（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号関係）

番号	主管課	件名	契約相手方の名称	契約金額	契約日	契約相手とした理由
1	総務課	クリーンセンター除草作業業務委託	公益社団法人山鹿市シルバー人材センター	¥141,000	R1.10.2	シルバー人材センターにおいても履行可能なものであり高齢者の雇用の安定促進に寄与できる。
2	総務課	最終処分場内除草作業業務委託	公益社団法人熊本市シルバー人材センター	¥315,846	R1.12.1	シルバー人材センターにおいても履行可能なものであり高齢者の雇用の安定促進に寄与できる。